

一宮監公表第5号

2026（令和8）年10月28日

一宮市監査委員	長谷川	伸	二
同	丹	羽	達
同	平	松	邦江
同	横	井	忠史

包括外部監査の監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定によりその内容を次のとおり公表します。

包括外部監査 措置状況報告書

特定の事件名(監査テーマ)	高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について
監査実施年度	2023(令和5)年度
提出日(最新提出日)	2026年10月9日
監査委員公表日	2026年10月28日

措置状況欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○：措置済 措置を講じた(実施中を含む)もの

△：検討中 対応を検討中のもの

×：措置不要 措置を講じないことを決定したもの

措置状況(既に措置済のものを含む)

措置済	検討中	措置不要	合計
53	3	3	59

番号	報告書 ページ	指摘：■ 意見：▲	監査対象事項等	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
2	37	▲	福祉施設の統廃合【意見2】	市内21カ所の高齢者等福祉施設(いきいきセンター、いきいの広場、つどいの里)について、利用状況に偏りがある。各施設老朽化が進んでおり、今後大規模修繕も含めた維持管理費用の増加が見込まれる。利用状況の推移等も含め、長期的な視点で隣接する施設等との再編成を検討することが望まれる。	△	高齢者福祉施設の数について、2025年度実施の市政アンケートの結果は「現状維持でよい」と「増やしていくべき」との意見が65%あった。2027年度策定予定の「施設の在り方計画」に沿って統廃合等を検討する。	福祉部	高年福祉課
8	50	▲	《緊急通報業務等委託料》無線型の導入の検討【意見7】	緊急通報システムの利用には電話回線が必要で、電話回線がない場合は回線工事を行っている。少しでも利用しやすくなるように、「無線型式」の導入について将来的に検討することが望まれる。	△	2027年度の契約更新にあたり、2026年度に行うプロポーザルで、「無線型」の導入を検討する。	福祉部	高年福祉課
9	53	▲	《ねたきり高齢者等見舞金》将来的な事業内容の検討【意見8】	市独自事業として実施しているが、今後、対象者の増加による市の負担増加が見込まれる。県内他の政令指定都市及び中核市では実施していない市もあり、現在の事業効果等を踏まえ今後検討することが望まれる。	△	対象者人数の推移に注視しながら、家族介護用品給付事業が保健福祉事業に移行する際に家族介護用品給付事業に統合を検討する。	福祉部	高年福祉課

包括外部監査 措置状況報告書

特定の事件名(監査テーマ)	住宅に関する事業にかかる事務の執行について
監査実施年度	2024(令和6)年度
提出日(最新提出日)	2026年10月9日
監査委員公表日	2026年10月28日

措置状況欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○：措置済 措置を講じた(実施中を含む)もの

△：検討中 対応を検討中のもの

×：措置不要 措置を講じないことを決定したもの

措置状況(既に措置済のものを含む)

措置済	検討中	措置不要	合計
128	15	18	161

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象事項等	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
2	28	■	住宅マスタープラン	策定するだけでなく、計画内容を実行し、評価点検の上、改善していかなければ計画を立てる意味がない。一宮市住宅マスタープランは、計画策定費として4,609,500円を費やしているのであり、計画期間中及び計画期間終了後も何ら分析評価をせず、その内容を住宅政策に反映させなかったことは事業の経済性・有効性の観点から問題がある。正しく分析評価を行い、その内容を住宅政策に反映させるべきである。	△	次回、策定する前までに分析評価をする予定。	建築部	住宅政策課
3	28	▲	住宅マスタープラン	住宅マスタープランの計画期間が終了した現在において、住宅マスタープランは社会資本整備総合交付金の根拠計画となるとされているところ、新たに策定しなくてよいのか、また、計画を策定するだけで何ら計画に対する分析評価・見直しをしないという実態があると、今後、社会資本整備総合交付金等の補助金を継続的に獲得していくことに支障が生じないか、疑念も生じるところである。別の住宅に関する計画内容を充実させるのか、市において住宅政策計画の方向性を検討することが望ましい。	△	愛知県が次期策定する住生活基本計画を注視しながら必要性を検討する。	建築部	住宅政策課
15	58	▲	入居手続	入居辞退の理由で多いのは、①エレベーターが設置されていないこと、②部屋の間取りが希望と合わないこと、③風呂釜が設置されておらず、入居者が自費で設置しなければならないこと、④他に住居が見つかったこと等であり、①～③については予め開示されている当該住宅の情報、写真、間取り図等を見れば分かっていたはずと言えなくもないが、特に高齢者等の場合、これらの情報等にうまくアクセスできない可能性も考えられるから、情報等の周知を徹底することが望ましい。 また、一宮市公営住宅等長寿命化計画に基づく事業の実施をすることが望ましい。	△	住宅の情報については、窓口等で十分に説明をしているものの、入居間際になり辞退されるケースも多々あるため、周知については対応できている。 一方、一宮市の長寿命化計画は、2026年度に改定を終える予定で策定中であり、改定後は計画に基づく事業の実施に取り組んでいく。	建築部	住宅政策課
53	100	■	現場往査	近隣との権利関係を明確にすべきである。	△	2026年度から予算措置をし、順次対応中。	建築部	住宅政策課
56	175	■	一宮市公営住宅等長寿命化計画	一宮市公営住宅等長寿命化計画について、計画を立てたならば、計画実現に向けてより具体的な計画を立てて実行していくべきであり、計画を立てただけとなっている現状の対応は不適切である。	△	一宮市の長寿命化計画は2026年度に改定を終える予定で策定中であり、その中で現状を踏まえた見直しを進めている。	建築部	住宅政策課
57	177	■	一宮市公営住宅等長寿命化計画	一宮市公営住宅等長寿命化計画について、計画の見直しを計画に従って行うべきである。	△	一宮市の長寿命化計画は2026年度に改定を終える予定で策定中であり、その中で現状を踏まえた見直しを進めている。	建築部	住宅政策課
64	199	■	市営住宅に関する債権管理	定期監査での指摘のとおり、市営住宅家賃を「公債権に類するもの」として扱い、時効期間が経過した債権の一部を消滅したものとせず、不納欠損する一方で、時効期間が経過した債権の一部は消滅しておらず、管理回収を継続する取り扱い、法を恣意的に解釈・運用するもので、法に基づいて行政を執行しておらず、違法である。そのため、市営住宅家賃を「公債権」か「私債権」のいずれとして、統一的に取り扱う必要がある。	△	市で債権管理条例が制定された場合には、債権の位置付けを明確にしたい。	建築部	住宅政策課
65	200	▲	市営住宅に関する債権管理	市営住宅家賃を私債権として取り扱った場合、住宅使用料を放棄し管理を終了させるためには、政令又は条例に特別の定めがない限り、議会の議決が必要とされている。現状、市には、市営住宅家賃について、該当する条例がなく、債権放棄には議会の議決が必要である。そのため、債権放棄の負担が重く、時効期間が経過したにもかかわらず、債権者からの時効援用がない債権は、回収可能性がないにもかかわらず、管理を継続せざるを得ない。そこで、債権放棄を円滑化し、適正な債権管理を実現するために、債権放棄手続を定める債権管理条例の制定を検討することが望ましい。	△	債権管理条例の制定については、全庁的な取組みとなるため、関係部署と検討を進めていきたい。	建築部	住宅政策課
71	229	▲	空き家対策	一宮市空家等対策計画について、当初計画期間での計画に対する対策のうちいずれの対策が功を奏したのかといった実質的な検証を実施することが望ましい。	△	2026年度に改定作業を実施する際、効果測定が検証できる計画を検討中。	建築部	住宅政策課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象事項等	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
74	231	■	空き家対策	一宮市空家等対策協議会条例においては、協議会の開催については文言上、委員の出席を前提としていることから、書面開催を許容していると解することはできないため、書面開催について根拠となる規定を定めるべきである。	△	協議会条例第8条の市長が定める事項の運用指針で書面開催についての定めを策定する予定。(2026年度中)	建築部	住宅政策課
98	102	■		市営住宅と隣地との境界を明確にして、市有財産を管理すべきである。	△	2026年度から予算措置をし、順次対応中。	建築部	住宅政策課
116	119	■		ナンバープレートの無い車両については、撤去を求める警告書面などを車両に貼付する、管理人を通じて所有者を確認する、長期間にわたる放置とならないように定期的に確認するなどの対応をすべきである。	○	撤去を求める警告書面を車両に貼付した。また長期にわたり放置されることのないよう定期的に見回りをしている。	建築部	住宅政策課
120	122	■		市営住宅の敷地と隣地との境界を明確にして、財産を管理すべきである。	△	2026年度に予算計上し、現在調査対応中。今年度中に境界の確認を終了予定。	建築部	住宅政策課
128	130	■		ナンバープレートの無い車両については、撤去を求める警告書面などを車両に貼付する、管理人を通じて所有者を確認する、長期間にわたる放置とならないように定期的に確認するなどの対応をすべきである。	○	撤去を求める警告書面を車両に貼付した。また長期にわたり放置されることのないよう定期的に見回りをしている。	建築部	住宅政策課
132	133	■		ナンバープレートの無い車両については、撤去を求める警告書面などを車両に貼付する、管理人を通じて所有者を確認する、長期間にわたる放置とならないように定期的に確認するなどの対応をすべきである。	○	撤去を求める警告書面を車両に貼付した。また長期にわたり放置されることのないよう定期的に見回りをしている。	建築部	住宅政策課
135	135	▲		エアコン室外機が底上に設置されているが、地震時等の落下の危険性を検討することが望ましい。	△	2025年度に現地確認を実施済。2026年度から入居者へ注意喚起を行う予定。	建築部	住宅政策課
147	143	■		ナンバープレートの無い車両については、撤去を求める警告書面などを車両に貼付する、管理人を通じて所有者を確認する、長期間にわたる放置とならないように定期的に確認するなどの対応をすべきである。	○	撤去を求める警告書面を車両に貼付した。また長期にわたり放置されることのないよう定期的に見回りをしている。	建築部	住宅政策課
152	147	■		市有地と私有地の境界が明確になるような措置を講ずるべきである。	△	2026年度から予算措置をし、順次対応中。	建築部	住宅政策課
154	148	▲		団地から[]に移動できる階段部分があるところ、階段部分の土地は市有地と私有地とが混在しているので、市有地と私有地の境界が明確になるような措置を講ずることが望ましい。	△	2026年度から予算措置をし、順次対応中。	建築部	住宅政策課

包括外部監査 措置状況報告書

特定の事件名(監査テーマ)	債権の管理回収について
監査実施年度	2025(令和7)年度
提出日(最新提出日)	2026年10月9日
監査委員公表日	2026年10月28日

措置状況欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○：措置済 措置を講じた(実施中を含む)もの

△：検討中 対応を検討中のもの

×：措置不要 措置を講じないことを決定したもの

措置状況(既に措置済のものを含む)

措置済	検討中	措置不要	合計
97	43	20	160

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
1	52	▲	一宮市における債権 管理全体	私人を債務者とする債権については、滞納が想定されにくい債権を含め、債権の性質、時効期間について、担当課において整理、把握しておくことが望ましい。	○	担当課において債権の性質及び時効期間を確認した。		
2	53	▲	一宮市における債権 管理全体	地方税以外の債権について、納期限後の督促までの期間や督促の方法について、統一的な規律を設けることが望ましい。	△	統一的な規律を設けることについて検討する。		
3	53	▲	一宮市における債権 管理全体	地方自治法施行令第171条の2及び同第171条の5に規程される「相当の期間」について、統一的な規律を設けることが望ましい。	△	統一的な規律を設けることについて検討する。		
4	54	▲	一宮市における債権 管理全体	徴収緩和措置の制度は法令において具体的な基準や手続について定めがないため、市において徴収緩和措置の基準や手続を定めることが望ましい。	△	徴収緩和措置の基準や手続を定めることについて検討する。		
5	54	▲	一宮市における債権 管理全体	市では、一部を除き、債権放棄を定めた条例がないため、債権放棄の規定について、統一的な規律を設けることが望ましい。	△	統一的な規律を設けることについて検討する。		
6	54	▲	一宮市における債権 管理全体	税外の債権を含めて全庁的に債権管理事務を統括し、債権管理の方向性を定め、督促以降の事務を統一的に実施できる体制を整えることが望ましい。	△	債権管理事務を統一的に実施できる体制について検討する。		
7	58	■	厚生年金保険料	時効期間の認識が課内で統一されていないため、課内で統一的に認識すべきである。	○	課内で統一的に認識するよう周知した。	総務部	人事課
8	59	■	厚生年金保険料	長期滞納者に対する債権回収について、消滅時効期間を経過する可能性があることから、訴訟をするか徴収緩和措置を取るべきである。	×	訴訟等に係る費用と債権の金額など、費用対効果の観点から、訴訟や徴収緩和措置の実施にあたっては慎重な判断が必要である。また、私債権は債務者による時効の援用がない限り債権が消滅しないことから、債権回収に向けて相手方への督促を継続する。	総務部	人事課
9	60	■	都市共済掛金	時効期間の認識が課内で統一されていないため、課内で統一的に認識すべきである。	○	課内で統一的に認識するよう周知した。	総務部	人事課
				長期滞納者に対する債権回収について、消滅時効期間を経過する可能性があることから、訴訟をするか徴収緩和措置を取るべきである。	×	訴訟等に係る費用と債権の金額など、費用対効果の観点から、訴訟や徴収緩和措置の実施にあたっては慎重な判断が必要である。また、私債権は債務者による時効の援用がない限り債権が消滅しないことから、債権回収に向けて相手方への督促を継続する。	総務部	人事課
10	66	■	固定資産税	小規模住宅用地特例の適用について、合併前の市町で賦課計算の方法が異なっていたが、合併後においても統一されていないことから、小規模住宅用地の特例の適用方法を統一すべきである。	○	2027年度の賦課から、旧一宮市地区において筆単位で適用していた小規模住宅用地特例を画地単位で適用することで特例の適用方法を統一することとした。	財務部	資産税課
11	66	■	固定資産税	1月1日時点で所有者として登録されている者が死亡し、相続人が不存在かつ当該固定資産を使用収益する者もないケースについて、庁内で賦課の考え方が異なることから、考え方を統一すべきである。	○	左記のケースにおいては、納税通知書の送達を行わず、公示送達も行わないとの考えで統一した。	財務部	資産税課
12	74	▲	納税課による管理	延滞金については収納するときに事後調定しているが、延滞金は権利として発生し続けているものであるため、事前調定ができるものについては事前調定を行うことが望ましい。	×	一宮市の標準システムでは、延滞金を事前調定するための集計機能はないため、現時点では困難である。	財務部	納税課
13	75	▲	納税課による管理	職員による電話催告について、目標を定める以上、その実現に向けた業務をするとともに、目標の達成状況については定期的に点検することが望ましい。	○	毎月1回、達成状況の確認を実施している。	財務部	納税課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
14	75	▲	納税課による管理	不動産の差押えが長期にわたり継続している案件や、繰越年次が長期化している滞納金については、ケース会議を定期的に行うべきであり、事案によっては、無益な差押えを理由とする解除や滞納処分停止なども積極的に検討されることが望ましい。	○	該当者のリストを作成し、最低年1回ケース会議にて状況の確認を行う。	財務部	納税課
15	76	▲	納税課による管理	滞納処分の停止が相当といえる事案がないか、定期的に検討されることが望ましい。	○	該当者を年1回ピックアップし、確認を行う。	財務部	納税課
16	79	▲	賃地利	債権管理について、管理物件数等が増加する可能性があることから、手作業ではなく、電算システムを利用することが望ましい。	×	費用対効果の観点からシステムの調達・導入は困難である。	財務部	資産経営課
17	79	▲	賃地利	法人に対する新規貸出の審査に際しては、商業登記事項証明書等及び過去年度の決算申告書を確認することが望ましい。	○	貸付申請時にこのような公的な書類を適宜求める。	財務部	資産経営課
18	79	■	賃地利	滞納者との間で分納誓約書を作成するべきである。	○	書面を作成して提出を依頼した。	財務部	資産経営課
19	83	▲	一般被保険者資格喪失後の受診等返納金	督促以降の債権管理方法についても記載したマニュアルを作成することが望ましい。	△	督促以降の手続を記載したマニュアルを作成中	市民健康部	保険年金課
20	84	■	一般被保険者資格喪失後の受診等返納金	催告は、書面だけでなく電話催告も行うべきである。	×	電話催告ではなく、他の債権回収手段(保険者間調整)を追加し、回収状況の様子をみる。	市民健康部	保険年金課
21	84	■	一般被保険者資格喪失後の受診等返納金	督促状・催告書が返戻された場合の所在調査や、滞納者死亡時の相続人調査を行うべきである。	○	返戻された場合は所在調査を行う。滞納者死亡時の場合は、相続人調査を行う。	市民健康部	保険年金課
22	84	■	一般被保険者資格喪失後の受診等返納金	督促後も支払いがない滞納者については、訴訟等による請求をするか徴収緩和措置をとるべきである。	△	対応方法について検討中	市民健康部	保険年金課
23	87	■	一般被保険者自動車損害保険等収入	愛知県国民健康保険団体連合会から回収分の入金連絡があった時点ではなく、損害賠償請求権を取得し請求すべき金額が確定した時点において調定をし、また納入義務者は愛知県国民健康保険団体連合会ではなく、第三者とすべきである。	○	請求すべき金額が確定するのが入金連絡時点のため、その時点で第三者を納入義務者として調定する。	市民健康部	保険年金課
24	88	■	一般被保険者自動車損害保険等収入	分納誓約書などの債権管理に関して重要な書類は、原本を保管すべきである。	○	現在委託解除による債権はないが、発生した場合には委託先に原本送付を依頼する。	市民健康部	保険年金課
25	88	■	一般被保険者自動車損害保険等収入	愛知県国民健康保険団体連合会から徴収の委託を解除された未収金について、地方自治法施行令第171条の2の規定に従い、法的措置を行うべきである。	△	対応方法について検討中	市民健康部	保険年金課
26	88	▲	一般被保険者自動車損害保険等収入	市の第三者に対する損害賠償請求権について、債権の性質について再検討することが望ましい。	○	私債権として取り扱うこととした。	市民健康部	保険年金課
27	89	■	退職被保険者等自動車損害賠償保険等収入	愛知県国民健康保険団体連合会から徴収の委託を解除された未収金について、地方自治法施行令第171条の2の規定に従い、法的措置を行うべきである。	×	退職被保険者の制度はすでに終了している。	市民健康部	保険年金課
28	89	▲	退職被保険者等自動車損害賠償保険等収入	市の第三者に対する損害賠償請求権について、債権の性質について再検討することが望ましい。	×	退職被保険者の制度はすでに終了している。	市民健康部	保険年金課
29	94	▲	後期高齢者医療保険料	徴収目標を達成できなかった場合には、課あるいはグループ全体で、未達成の理由を分析し、達成に向けた方策を検討するなど対応することが望ましい。	○	未達成の理由を分析の上、対策を検討し、グループ各員に周知する。	市民健康部	医療助成課
30	94	■	後期高齢者医療保険料	滞納者が死亡している場合には、全件、相続人調査や相続放棄の有無の調査をすべきである。	○	滞納者が死亡している場合には、全件、相続人調査や相続放棄の有無の調査を実施する。	市民健康部	医療助成課
31	95	▲	後期高齢者医療保険料	時効期間が2年であるとしても、滞納処分停止が相当な事案については滞納処分の停止を行うことが望ましい。	×	市税は消滅時効が5年だが、保険料は消滅時効が2年であり、滞納処分の停止を行ったとしても消滅時効が短縮されず、2年で時効を迎えるため滞納処分の停止の効果がないと判断した。	市民健康部	医療助成課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
32	99	■	福祉医療返還金	催告は書面だけで無く電話でもすべきである。	○	2026年8月に電話で催告した。今後は半年ごとの書面催告時に電話でも催告する。	市民健康部	医療助成課
33	99	▲	福祉医療返還金	分割納付を認めるに当たっては、予め一定の基準を設けるとともに、分割金額、分割回数 of 妥当性について客観的な資料から判断することが望ましい。	△	福祉医療費債権管理に関する指針に追加予定	市民健康部	医療助成課
34	100	■	福祉医療返還金	催告をしても支払いがないものについては、可能な範囲の財産調査、訴訟等による請求、徴収緩和措置が出来るよう、体制を整えるべきである。	△	福祉医療費債権管理に関する指針に追加予定	市民健康部	医療助成課
35	103	▲	国民健康保険税	公平な徴収と住民福祉の両立の観点から、長期滞納者に対する特別療養費の支給への切替を検討し実施することが望ましい。	○	要綱を策定し、2026年度から実施済	市民健康部	保険年金課
36	105	■	休日急病診療所使用料	少なくとも窓口で収納できなかった使用料については、納入義務者は、徴収事務の委託業者ではなく、休日急病診療所で診療等を受けた患者として調定すべきである。	○	窓口で収納できなかった使用料について、2026年度から休日急病診療所で診療等を受けた患者を納入者として調定した。	市民健康部	保健総務課
37	108	▲	休日急病診療所使用料	債権の性質について再検討することが望ましい。	○	非強制徴収公債権ではなく、私債権として扱うこととした。	市民健康部	保健総務課
38	116	■	生活保護法による徴収金	適切な債権管理・処理体制の構築を速やかに行い、未精算となっている国庫負担金の精算を行うべきである。	△	過去に不納欠損された債権については精査し、遡及可能な2020年度から2024年度不納欠損分について、2025年度不納欠損分と合わせて精算を行っている。 今後の債権管理については、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
39	117	■	生活保護法による徴収金	債務者に相続が発生した場合は、あらかじめ相続人調査を行うべきである。	△	事務の見直し、負担を考慮すると直ちに対応することが困難であるため、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
40	117	■	生活保護法による徴収金	市外在住の債務者の所在確認を適切に行うべきである。	○	市外在住の債務者についても戸籍の附票を取得し、住民票の異動の有無を確認することとした。	福祉部	生活福祉課
41	118	■	生活保護法による徴収金	不正受給行為による生活保護法第78条の決定は世帯主ではなく、不正受給を行った者または受けさせた者に対して決定すべきである。	○	指摘のとおり見直しを行った。	福祉部	生活福祉課
42	118	■	生活保護法による徴収金	督促状については法令やマニュアル等に従い、納期限後直ちに発送すべきである。	○	納期限後に直ちに発送できるよう、2026年度から督促状は毎月発送を行っている。	福祉部	生活福祉課
43	119	■	生活保護法による徴収金	督促状等が不達となった後、電話催告や訪問による催告も行うべきである。	△	事務の見直し、負担を考慮すると直ちに対応することが困難であるため、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
44	119	■	生活保護法による徴収金	催告書についてはマニュアルに準拠して発行すべきである。	○	2026年度から、催告書については8月と翌年2月の年2回発行して対応することとした。	福祉部	生活福祉課
45	119	■	生活保護法による徴収金	マニュアルを現在の法令にあわせ改訂すべきである。	○	マニュアルと合わせて事務処理要領の改訂を行い、2026年6月1日から適用・施行した。	福祉部	生活福祉課
46	120	▲	生活保護法による徴収金	分割納付にあたっては、債務者の申し出がなくとも状況に鑑みて増額変更等の働きかけ・検討を行うことが望ましい。	△	保護受給中の債務者については増額変更等の働きかけを行うこととした。 保護廃止後の債務者については、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
47	120	▲	生活保護法による徴収金	生活保護廃止後の債務者の資産や収入についても調査を行うことが望ましい。	△	現状、直ちに行うことは困難であるため、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
48	122	■	生活保護法による返還金	分割納付承認通知等の債務に関する資料は完済まで適切に管理すべきである。	○	債務が残っている者の債務に関する資料については完済までケース記録とは別に保管することとした。	福祉部	生活福祉課
49	122	■	生活保護法による返還金	マニュアルを現在の法令にあわせ改訂すべきである。	○	マニュアルと合わせて事務処理要領の改訂を行い、2026年6月1日から適用・施行した。	福祉部	生活福祉課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
50	122	■	生活保護法による返還金	適切な債権管理・処理体制の構築を速やかに行い、未精算となっている国庫負担金の精算を行うべきである。	△	過去に不納欠損された債権については精査し、遡及可能な2020年度から2024年度不納欠損分について、2025年度不納欠損分と合わせて精算を行っている。 今後の債権管理については、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
				債務者に相続が発生した場合は、あらためて相続人調査を行うべきである。	△	事務の見直し、負担を考慮すると直ちに対応することが困難であるため、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
				市外在住の債務者の所在確認を適切に行うべきである。	○	市外在住の債務者についても戸籍の附票を取得し、住民票の異動の有無を確認することとした。	福祉部	生活福祉課
				督促状については法令やマニュアル等に従い、納期限後直ちに発送すべきである。	○	納期限後に直ちに発送できるよう、2026年度から督促状は毎月発送を行っている。	福祉部	生活福祉課
				督促状等が不達となった後、電話催告や訪問による催告も行うべきである。	△	事務の見直し、負担を考慮すると直ちに対応することが困難であるため、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
				催告書についてはマニュアルに準拠して発行すべきである。	○	2026年度から、催告書については8月と翌年2月の年2回発行して対応することとした。	福祉部	生活福祉課
51	122	▲	生活保護法による返還金	分割納付にあたっては、債務者の申し出がなくとも状況に鑑みて増額変更等の働きかけ・検討を行うことが望ましい。	△	保護受給中の債務者については増額変更等の働きかけを行うこととした。 保護廃止後の債務者については、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
52	123	■	過払金等の戻入	適切な債権管理・処理体制の構築を速やかに行い、未精算となっている国庫負担金の精算を行うべきである。	△	過去に不納欠損された債権については精査し、遡及可能な2020年度から2024年度不納欠損分と合わせて精算を行っている。 今後の債権管理については、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
				債務者に相続が発生した場合は、あらためて相続人調査を行うべきである。	△	事務の見直し、負担を考慮すると直ちに対応することが困難であるため、処理体制の構築の中で検討する。	福祉部	生活福祉課
				市外在住の債務者の所在確認を適切に行うべきである。	○	市外在住の債務者についても戸籍の附票を取得し、住民票の異動の有無を確認することとした。	福祉部	生活福祉課
				督促状については法令やマニュアル等に従い、納期限後直ちに発送すべきである。	○	納期限後に直ちに発送できるよう、2026年度から督促状は毎月発送を行っている。	福祉部	生活福祉課
				督促状等が不達となった後、電話催告や訪問による催告も行うべきである。	△	事務の見直し、負担を考慮すると直ちに対応することが困難であるため、処理体制の構築の中で今後検討する。	福祉部	生活福祉課
				催告書についてはマニュアルに準拠して発行すべきである。	○	2026年度から、催告書については8月と翌年2月の年2回発行して対応することとした。	福祉部	生活福祉課
53	125	■	老人措置費負担金	適切な債権管理として督促状・催告書等の送付等を行うべきである。	○	書面で督促・催告を行うこととした。	福祉部	高年福祉課
54	126	■	老人措置費負担金	相続が発生した事案においては、各相続人に相続分に応じた納付書を送付すべきである。	△	債権について徴収方法等を検討中	福祉部	高年福祉課
55	126	▲	老人措置費負担金	滞納者の資産や収入の状況について調査することが望ましい。	△	調査方法について検討中	福祉部	高年福祉課
56	127	■	老人措置費負担金	繰越が長期にわたる債権について法的措置も検討すべきである。	△	対応方法について検討中	福祉部	高年福祉課
57	127	▲	老人措置費負担金	相続放棄があった事案について、対応検討のため相続財産の調査を行うことが望ましい。	△	調査する事案かを含め、対応方法について検討中	福祉部	高年福祉課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
58	129	■	電話料金未納金	消滅時効期間を10年と認識しているが、民法の改正により2020年4月1日以降に発生した債権は消滅時効期間が5年であるため確認すべきである。	○	消滅時効期間を確認した。	福祉部	高年福祉課
59	129	■	電話料金未納金	利用者との間で、緊急通報措置の貸与及び利用料金未納の場合の取り決めを含めた契約書ないし同意書を締結すべきである。	△	対応方法について検討中	福祉部	高年福祉課
60	130	■	電話料金未納金	督促状等を発送した場合はその控えを保管すべきである。	○	督促状等の控えを保管する。	福祉部	高年福祉課
61	131	▲	電話料金未納金	相続が発生した事案において、相続人に対し請求を行うべきである。	○	システムの閲覧権限の範囲内で相続人を確認し請求を行う。	福祉部	高年福祉課
62	131	▲	電話料金未納金	不納欠損の適用の基準を定めるべきである。	△	適用基準について検討中	福祉部	高年福祉課
63	134	▲	障害者手当返還金	障害者手当の申請時、申請者が調査に応じることが明確に分かる申請書の様式とすべきである。	△	実施に向けて準備中	福祉部	障害福祉課
64	134	■	障害者手当返還金	滞納が生じたものについては、全件について督促をなすべきである。	○	全件について督促を行う。	福祉部	障害福祉課
65	135	■	障害者手当返還金	債務者が死亡し、その法定相続人を調査した結果、複数の法定相続人が存在することを把握したのであれば、すべての法定相続人に対し、法定相続分に応じた納付書を送付すべきである。	○	指摘のとりの対応を行う体制を整備した。ただし、債権金額が少額のものについてはその限りではなく、地方自治法第240条第3項の規定に基づき、徴収停止を行うこととし、徴収停止前の徴収の諸手続についてはこれまでのとおりとする。	福祉部	障害福祉課
66	135	■	障害者手当返還金	手当の返還金債権が生じるのは返還事由が生じたときであり、督促状が送達された翌日が時効起算日となるのであって、それとは異なる記載のある所管課の「【一宮市障害者手当】過払いが発生したときの対応」は修正されるべきである。	○	指摘のとおり修正した。	福祉部	障害福祉課
67	136	■	障害者手当返還金	納入義務者である債務者を督促状の名宛人として督促状を送付すべきである。	○	督促状の発送では、送付先を変更する場合でも二段書きに様式を改めて、納入義務者である債務者を名宛人となるようにした。	福祉部	障害福祉課
68	136	▲	障害者手当返還金	債権の特性として返還金債権を回収できない場合こそ、債務者の事情等も十分考慮したうえで、適切に徴収緩和措置を講じることが望ましい。	○	消滅時効期間を適切に管理するとともに、債務者の事情等を十分考慮し、適正な債権管理を行う。	福祉部	障害福祉課
69	137	■	障害者手当返還金	債務者が死亡した場合には、戸籍等を元に、法定相続人を全て調査し、判明した法定相続人全員に納付書等を送付すべきである。	○	指摘のとりの対応を行う体制を整備した。ただし、債権金額が少額のものについてはその限りではなく、地方自治法第240条第3項の規定に基づき、徴収停止を行うこととし、徴収停止前の徴収の諸手続についてはこれまでのとおりとする。	福祉部	障害福祉課
70	138	▲	障害者手当返還金	債務者の法定相続人が相続放棄の申述を家庭裁判所に行ったと回答した場合、少なくとも申述受理通知書あるいは申述受理証明書の原本または写しの提出を求め、相続放棄の申述の有無を確認することが望ましい。	○	債務者の法定相続人が相続放棄をした場合は、申述受理通知等の提出を求めることとした。	福祉部	障害福祉課
71	138	▲	障害者手当返還金	債務者が自ら申し出た分割納付の約束を守ることなく、債務の支払をしないのであれば、漫然と納付書を送付するのではなく、法的措置を講じるなどの積極的な対応を検討することが望ましい。	○	債務者が約束を守らず債務の支払いをしない場合は、資産状況を調査のうえで法的措置などの対応を検討する。	福祉部	障害福祉課
72	141	▲	障害児通所給付費返還金	強制徴収公債権である根拠法令は正確に理解することが望ましい。	○	根拠法令をグループ内で共有し、理解を深めた。	福祉部	障害福祉課
73	142	▲	障害児通所給付費返還金	折衝記録を作成して記録に編綴することが望ましい。	○	折衝記録を作成し、記録に編綴した。	福祉部	障害福祉課
74	145	▲	非課税世帯等給付金返還金	消滅時効期間が明確に把握できるよう記録中に明記することが望ましい。	○	台帳(個別対応票)に消滅時効期間の欄を設けて消滅時効期間を記載した。	福祉部	福祉総務課

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
75	145	■	非課税世帯等給付金 返還金	督促状、催告書の送付のみではなく、支払督促 等の法的措置を講じて債権回収を図ることを検 討すべきである。	○	支払督促等の法的措置を講ずる基 準(私債権回収マニュアル)を作成し た。	福祉部	福祉総務課
76	147	■	臨時福祉給付金返還 金	消滅時効期間を意識した管理を行い、消滅時効 期間を経過することの無いよう出来る限りの必 要な措置を講ずるべきである。	○	催告書に白紙の債務承認書を同封 し、債務承認による時効更新を促し た。	福祉部	福祉総務課
77	147	■	臨時福祉給付金返還 金	滞納額から費用対効果が見込める債務者がい るのであれば、支払督促等の法的措置を検討 すべきである。	○	支払督促等の法的措置を講ずる基 準(私債権回収マニュアル)を作成し た。	福祉部	福祉総務課
78	148	▲	臨時福祉給付金返還 金	消滅時効期間を経過した債権につき不納欠損 処理をするのであれば、合わせて債権消滅の 手続をとることが望ましい。	○	不納欠損処理をする際には、合わせ て債権消滅の手続をとることとした。	福祉部	福祉総務課
79	152	■	介護保険料	被保険者が死亡し、複数の相続人が介護保険 料の納入義務を承継したにも関わらず納期限ま でに納付が無い場合には、相続人全員に納入 通知、督促状等の書類を送付すべきである。	×	全てを調査することは事務作業的に 限界があり困難である。	福祉部	介護保険課
80	155	■	介護保険料	死亡した納入義務者の相続人に対して未納の 介護保険料を徴収する場合、法定相続分を考 慮せず、相続人1名に請求しているが、納入義 務者が負っていた介護保険料の支払債務は、 法定相続分に応じて分割される。したがって、相 続人・法定相続分を調査し確定した上で請求す るか、相続人代表者のみが納付義務を負うもの ではないことなどを通知に記載し、当該相続人 から任意の支払がない場合には、各相続人に 対して法定相続分に応じた金額を請求するよう 運用を改めるべきである。	△	今後指摘のような納税義務の承継の 対象となる相続人に送付する催告書 に記載する予定。	福祉部	介護保険課
81	156	■	行政文書複写代	未納者に対する督促・催告を行うべきである。	○	書面で督促・催告を行うこととした。	福祉部	生活福祉課
82	157	▲	高齢者世話付住宅生 活援助員派遣費用負 担金	債権管理状況に関する台帳等を作成して管理 を行うべきである。	○	台帳等を作成して管理を行う。	福祉部	高年福祉課
83	158	▲	高齢者世話付住宅生 活援助員派遣費用負 担金	全ての債権について消滅時効の完成時期を把 握し整理すべきである。	△	債権の消滅時効に係る取扱いについ て検討中	福祉部	高年福祉課
84	162	■	保育所入所負担金	保護者に督促状を交付した年月日を記録すべ きである。	○	保育園経由での手渡しだったが、全 件郵送に変更し、交付日はシステム 上に記録されている。	子ども家庭部	保育課
85	162	▲	保育所入所負担金	書類は時系列順に編綴する等、検索がしやす い記録とすべきである。	○	書類を時系列順に編綴した。	子ども家庭部	保育課
86	162	▲	保育所入所負担金	納付誓約書の書式を所管課内で統一すべきで ある。	○	納付誓約書の書式を課内で統一し た。	子ども家庭部	保育課
87	164	■	給食材料費収入	督促状、催告書等が債務者に到達せずに返戻 された場合、返戻されたすべての債務者の所在 調査を行うべきである。	○	市内該当者は現地調査、市外該当 者は該当市町村へ実態調査を実施 している。	子ども家庭部	保育課
88	165	■	給食材料費収入	保育所入所負担金の滞納処分による回収状況 等も鑑みつつ、徴収緩和措置を取らない債権に ついては、支払督促等の法的措置を講じるこ とを検討すべきである。	○	支払督促の実施に関する基準を定 めた要領を作成し、令和8年4月1日 施行済。	子ども家庭部	保育課
89	166	■	日本スポーツ振興セ ンター保護者負担金	督促状、催告書等が債務者に到達せずに返戻 された場合、返戻されたすべての債務者の所在 調査を行うべきである。	○	市内該当者は現地調査、市外該当 者は該当市町村へ実態調査を実施 している。	子ども家庭部	保育課
				保育所入所負担金の滞納処分による回収状況 等も鑑みつつ、徴収緩和措置を取らない債権に ついては、支払督促等の法的措置を講じるこ とを検討すべきである。	○	支払督促の実施に関する基準を定 めた要領を作成し、令和8年4月1日 施行済。	子ども家庭部	保育課
90	168	▲	児童手当返納金	各債権につき未納額や時効完成日が一覧で確 認ができる資料を作成することが望ましい。	×	児童手当は所得制限が撤廃され、支 給額の修正が必要となる事例が減 り、返金の発生事例が減少している ため、分散した情報の照合を要する 一覧の作成について措置を講じない こととした。	子ども家庭部	子育て支援課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
91	168	▲	児童手当返納金	履行延期の特約・処分(地方自治法施行令第171条の6)や保証人の設定(同第171条の4第2項)等による履行の確保を検討することが望ましい。	×	児童手当は所得制限が撤廃されたことで、手当充当等による収納率も向上しており、内払い調整権の担保もあるため、措置を講じないこととした。	子ども家庭部	子育て支援課
92	169	▲	児童扶養手当返納金	履行延期の特約・処分(地方自治法施行令第171条の6)や保証人の設定(同第171条の4第2項)等による履行の確保を検討することが望ましい。	×	児童扶養手当は扶養義務者にも所得制限があり、最低限度の生活維持の観点がある制度のため、貧困状況にあり扶養義務者も児童の場合が多い。児童の保証人の設定は実際に利用できる資力がいない状況で行政が設定する措置の違法性、妥当性に疑義がある。延期はこういった状況を踏まえ資力回復する見込があるか等で判断し一律には行っていないが、履行確保につながる措置については、債務承認を行う方法により時効を更新し確保しているため措置を講じないこととした。	子ども家庭部	子育て支援課
93	170	■	児童扶養手当返納金	繰越が特に長期にわたる債権について法的措置も検討すべきである。	×	財産がそもそも存在しないケースが多い。債務者の法的措置により要する事務負担・費用に対して回収見込が極めて低いため措置を講じないこととした。	子ども家庭部	子育て支援課
94	169	▲	児童扶養手当返納金	各債権につき未納額や時効完成日が一覧で確認ができる資料を作成することが望ましい。	×	情報連携により返金の発生事例が減少しているため、分散した情報の照合を要する一覧の作成について措置を講じないこととした。	子ども家庭部	子育て支援課
95	170	▲	一宮市遺児手当返納金	各債権につき未納額や時効完成日が一覧で確認ができる資料を作成することが望ましい。	×	一宮市遺児手当は別制度の給付に統合され、返金の発生事例が減少しているため、分散した情報の照合を要する一覧の作成について措置を講じないこととした。	子ども家庭部	子育て支援課
96	171	▲	一宮市遺児一時金返納金	各債権につき未納額や時効完成日が一覧で確認ができる資料を作成することが望ましい。	×	一宮市遺児一時金は別制度の給付に統合され、それ以前の債務は全額返金が終了しているため、分散した情報の照合を要する一覧の作成について措置を講じないこととした。	子ども家庭部	子育て支援課
97	173	▲	平成26年子育て世帯臨時特別給付金返納金	長期滞納状態となっているため、債務者の所在調査を行うとともに、積極的に納付交渉を進めるべきである。	△	債務者の所在等調査し、履行の確保を検討する。	子ども家庭部	子育て支援課
98	175	▲	放課後児童クラブ利用手数料	未納金につき児童手当からの充当ができなくなった時点で、財産調査に係る同意書を徴収すべきである。	×	手数料の徴収について、口座登録を基本とすることで、児童手当からの充当者を減らしている。 また、充当ができなくなった時点で、財産調査に係る同意書を徴収するのではなく、支払申出書の文言を変更し、転出者も含めて充当等の対応を可能にする。	子ども家庭部	子育て支援課
99	178	▲	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)返納金(令和3年度・同4年度)	履行延期の特約・処分(地方自治法施行令第171条の6)や保証人の設定(同第171条の4第2項)等による履行の確保や法的措置(同第171条の2)も検討すべきである。	○	債務者の所在等調査し、履行の確保を検討する。	子ども家庭部	子育て支援課
100	190	■	母子父子寡婦福祉資金貸付金	連帯借受人、連帯保証人に対する債務を調定しなければならない。	○	借受人への調定時に連帯借受人、連帯保証人に対する債務も調定することとした。	子ども家庭部	子ども家庭相談課
101	190	■	母子父子寡婦福祉資金貸付金	主たる償還者以外の債務者(多くは連帯借受人、連帯保証人)に対して、納入通知書・督促状・催告書を発送し、請求をすべきである。	○	年度初めに借受人、連帯借受人、連帯保証人の三者へ納入通知書を送付することとした。また、督促状・催告書についても必要に応じて三者に送付することとした。	子ども家庭部	子ども家庭相談課
102	191	▲	母子父子寡婦福祉資金貸付金	借用書の保証文言について、保証の対象が借受債務だけではなく、連帯借受債務も含まれることが明確になるように、保証文言を変更することが望ましい。	○	借用書の保証文言を修正した。	子ども家庭部	子ども家庭相談課
103	191	■	母子父子寡婦福祉資金貸付金	借受人、連帯借受人、連帯保証人のうち一人とのみ時効の更新(中断)措置をとっているが、借受債務、連帯借受債務及び連帯保証債務すべての関係で、完成猶予、時効の更新(中断)措置をとる必要がある。	○	借受人、連帯借受人、連帯保証人の三者に債務承認を求めることとした。	子ども家庭部	子ども家庭相談課
104	192	■	母子父子寡婦福祉資金貸付金	相続が発生した場合は、相続人調査を実施すべきである。	○	相続人調査を実施することとした。	子ども家庭部	子ども家庭相談課
105	192	■	母子父子寡婦福祉資金貸付金	督促をしたのち相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、法的措置を検討すべきである。	○	法的措置も検討しており、回収が見込める時点で実施する。	子ども家庭部	子ども家庭相談課

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
106	193	▲	母子父子寡婦福祉資金貸付金	事務処理要領に規程する違約金不徴収の範囲は、母子父子寡婦施行令の規定する範囲よりも広く解釈する余地があり、また、違約金不徴収の認められる範囲も文言上、不明確である。したがって、規定をより具体的に規定することが望ましい。	△	2027年度に向けて事務処理要領の改正を検討する。	子ども家庭部	子ども家庭相談課
107	193	▲	母子父子寡婦福祉資金貸付金	債務者からの生活状況の聞き取りのみでなく、客観的な根拠資料等を精査した上で、「災害その他やむを得ない理由がある」と認められるときに限り、違約金不徴収決定を出すことが望ましい。	○	客観的な根拠資料の提出を求めることとした。	子ども家庭部	子ども家庭相談課
108	194	■	母子父子寡婦福祉資金貸付金	主たる償還者以外の債務者(連帯借受人及び連帯保証人)に対しても、違約金の手続をしなければならない。	○	主たる償還者以外の債務者にも違約金不徴収申請書の記入を求めることとした。	子ども家庭部	子ども家庭相談課
109	198	■	斎場使用料	調定の納入義務者は、斎場の管理業者ではなく、斎場使用許可を受けた者とすべきである。	○	2026年度から指定管理者制度に移行したことに伴い、地方自治法第243条の2第1項の規定により指定管理者である一宮市斎場サービス共同体に公金事務を委託しており、指定公金事務取扱者である指定管理者は一宮市会計に関する規則に掲げるところにより処理された徴収金を払い込むものであり、納入義務者はあくまで指定公金事務取扱者となるため、現状ではこの指摘は当たらない。 なお、火葬に当たっては、本使用料の納付の後、実施するものであり、収納できなかった使用料が発生することはなく、督促を行う事案もないため、収納できなかった使用料の納入義務者を斎場使用許可を受けた者とすべく事案も見当たらないため、特に問題もない。	環境部	環境政策課 (公園管理事務所)
110	201	▲	市営墓地使用料	使用料の未納の催告について、市への連絡期限が対象者にとって対応困難な日数であったため、余裕をもって行うことが望ましい。	○	対象者への使用料の未納の催告については、余裕をもって行う。	環境部	環境政策課 (公園管理事務所)
111	205	■	一宮市中小企業振興融資補助金返還金	破産手続終結時には、徴収停止ではなく、不納欠損処理を行うべきである。	○	「返還金マニュアル」を整備した。 破産手続終結時には不納欠損処理を行うよう記載し、周知徹底した。	活力創造部	産業振興課
112	205	■	一宮市中小企業振興融資補助金返還金	長期滞納者のうち、債権額が少額であるものについては、消滅時効とするのではなく、徴収停止の措置をするべきである。	○	「返還金マニュアル」を整備した。 債権額が少額である長期滞納者については徴収停止の措置をするよう記載し、周知徹底した。	活力創造部	産業振興課
113	206	▲	一宮市中小企業振興融資補助金返還金	消滅時効として処理する場合には、判断過程の記録を残すことが望ましい。	○	「返還金マニュアル」を整備した。 判断過程を記録する債権管理簿を作成することを記載し、周知徹底した。	活力創造部	産業振興課
114	210	■	猿海道自動車整理場使用料	督促は電話のみではなく、書面で行うべきである。	○	納付確認ができない場合は、電話のみではなく、督促状も送付する。	まちづくり部	都市計画課
115	210	■	猿海道自動車整理場使用料	使用料の支払いが無い者に対しては適時に取り消しの措置を取るとともに、それまでの期間の使用料は請求すべきである。	○	納付不履行が続く場合は、未納分の納付書と使用取り消しの警告文を送付し、その後も未納の場合は、使用を取り消す。使用料は納付するまで督促する。	まちづくり部	都市計画課
116	211	▲	猿海道自動車整理場使用料	日本語以外の言語による書面を用いるなどして、外国籍の利用者にも利用条件を理解できるようにすることが望ましい。	○	日本語以外の言語による案内文を作成した。	まちづくり部	都市計画課
117	214	■	道路占用料	債権の性質について理解を正確にすべきである。	○	グループ内で情報共有し、曖昧だった債権についての認識を統一した。	建設部	道水路管理課
118	215	■	道路占用料	督促状に教示文を記載すべきである。	△	2027年度から記載予定	建設部	道水路管理課
119	215	■	道路占用料	延滞金につき、システムが対応していないことから徴収や計算等を行っていないが、法令に従った処理をすべきである。	△	徴収する方向で検討中	建設部	道水路管理課
120	216	■	水路占用料	債権の性質について理解を正確にすべきである。	○	グループ内で情報共有し、曖昧だった債権についての認識を統一した。	建設部	道水路管理課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
121	217	■	水路占用料	準用河川に係る占用料における延滞金につき、システムが対応していないことから徴収や計算等を行っていないが、法令に従った処理をすべきである。	△	徴収する方向で検討中	建設部	道水路管理課
122	216	■	水路占用料	督促状に教示文を記載すべきである。	△	2027年度から記載予定	建設部	道水路管理課
123	228	▲	医業収益に関する債権	適切な徴収目標を設定して、債権の管理・回収を行うことが望ましい。	△	市における税外債権の管理に関する取組状況等を踏まえ、病院事業における債権管理のあり方や徴収目標の設定について検討する。	病院事業部	市民病院医事課
124	228	▲	医業収益に関する債権	分納誓約を取得する条件について、ある程度の客観性・明確性のあるルールを設定することが望ましい。	△	市における徴収緩和措置の基準や手続にかかる検討状況等を踏まえ、病院事業における管理の適正化を検討する。	病院事業部	市民病院医事課
125	229	▲	医業収益に関する債権	「未払い医療費の承認及び支払誓約書」を提出させる際の連帯保証人の意思確認については、事後的にでも、連帯保証人自身が署名等をした書面を提出させることが望ましい。	○	今後は連帯保証人に直接署名を行わせる。	病院事業部	市民病院医事課
126	230	▲	医業収益に関する債権	「未払い医療費の承認及び支払誓約書」の文言（税情報の利用および財産等の調査を含む）により連帯債務者の税情報を利用するのは、連帯保証人自身が署名等をした書面を取得できた場合やこれに準じる場合に限るべきである。	○	今後は連帯保証人に直接署名を行わせる。	病院事業部	市民病院医事課
127	230	▲	医業収益に関する債権	「未払い医療費の承認及び支払誓約書」裏面の「支払誓約者の家族構成等」欄は、債務者の任意による記載にとどめることが望ましい。	○	任意記入とする。	病院事業部	市民病院医事課
128	230	■	医業収益に関する債権	督促状・催告書等の返戻があった場合、全件について所在調査を行うべきである。	×	全件の所在調査は事務負担的に困難である。	病院事業部	市民病院医事課
129	231	■	医業収益に関する債権	債務者が死亡した場合、全件について、相続人全員の調査を行うべきである。	×	相続人全件の所在調査は事務負担的に困難である。	病院事業部	市民病院医事課
130	231	■	医業収益に関する債権	時効管理において、公債権のみならず、私債権についても督促による時効の更新（地方自治法第236条第4項）を反映させるべきである。	○	今後は督促による時効の更新（地方自治法第236条第4項）を反映させる。	病院事業部	市民病院医事課
131	231	▲	医業収益に関する債権	消滅時効が完成した債権を不納欠損処理する場合は、一宮市病院事業の設置等に関する条例第10条1号の規定等により債権放棄をした上で不納欠損処理をすることが望ましい。	○	徴収の見込みがないと認められる債権について、同条例第10条の規定による債権放棄を行い、不納欠損処理をする。	病院事業部	市民病院医事課
132	232	▲	医業収益に関する債権	入院医療費保証サービスを採用する場合には、契約する保証会社等の業務遂行の内容・状況、経営状況等を十分に検討した上で、慎重に選択し、また、特定の保証会社等のサービスを患者に案内する際には、患者の自由な選択に委ね、事実上強制することがないように十分配慮することが望ましい。	○	保証会社の選定については、広く一般から公募し、業務内容、業務遂行体制、経営状況等を含む提案内容を十分に検討した上で導入する。また、保証サービスの利用を希望しない場合の選択肢（オプトアウト）を設ける。	病院事業部	市民病院医事課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
133	237	■	患者外給食収益(入院患者の付添人の付添食)	督促状・催告書等の返戻があった場合、全件について所在調査を行うべきである。	×	全件の所在調査は事務負担的に困難である。	病院事業部	市民病院医事課
				債務者が死亡した場合、全件について、相続人全員の調査を行うべきである。	×	相続人全件の所在調査は事務負担的に困難である。		市民病院医事課
				時効管理において、公債権のみならず、私債権についても督促による時効の更新(地方自治法第236条第4項)を反映させるべきである。	○	今後は督促による時効の更新(地方自治法第236条第4項)を反映させる。		市民病院医事課
134	237	▲	患者外給食収益(入院患者の付添人の付添食)	適切な徴収目標を設定して、債権の管理・回収を行うことが望ましい。	△	市における税外債権の管理に関する取組状況等を踏まえ、病院事業における債権管理のあり方や徴収目標の設定について検討する。	病院事業部	市民病院医事課
				分納誓約を取得する条件について、ある程度の客観性・明確性のあるルールを設定することが望ましい。	△	市における徴収緩和措置の基準や手続にかかる検討状況等を踏まえ、病院事業における管理の適正化を検討する。		市民病院医事課
				「未払い医療費の承認及び支払誓約書」を提出させる際の連帯保証人の意思確認については、事後的にでも、連帯保証人自身が署名等をした書面を提出させることが望ましい。	○	今後は連帯保証人に直接署名を行わせる。		市民病院医事課
				「未払い医療費の承認及び支払誓約書」の文言(税情報の利用および財産等の調査を含む)により連帯債務者の税情報を利用するのは、連帯保証人自身が署名等をした書面を取得できた場合やこれに準じる場合に限るべきである。	○	今後は連帯保証人に直接署名を行わせる。		市民病院医事課
				「未払い医療費の承認及び支払誓約書」裏面の「支払誓約者の家族構成等」欄は、債務者の任意による記載にとどめることが望ましい。	○	任意記入とする。		市民病院医事課
				消滅時効が完成した債権を不納欠損処理する場合は、一宮市民病院事業の設置等に関する条例第10条1号の規定等により債権放棄をした上で不納欠損処理をすることが望ましい。	○	徴収の見込みがないと認められる債権について、同条例第10条の規定による債権放棄を行い、不納欠損処理をする。		市民病院医事課
				入院医療費保証サービスを採用する場合には、契約する保証会社等の業務遂行の内容・状況、経営状況等を十分に検討した上で、慎重に選択し、また、特定の保証会社等のサービスを患者に案内する際には、患者の自由な選択に委ね、事実上強制することがないように十分配慮することが望ましい。	○	保証会社の選定については、広く一般から公募し、業務内容、業務遂行体制、経営状況等を含む提案内容を十分に検討した上で導入する。また、保証サービスの利用を希望しない場合の選択肢(オプトアウト)を設ける。		市民病院医事課
135	238	▲	行政財産目的外使用料(自動販売機、理髪、売店、ATM、入院セット等)	滞納があった場合の債権管理・回収のルール等を定めておくことが望ましい。	△	市における税外債権の管理・回収のルール等を踏まえ、病院事業における債権管理体制を整備し、管理の適正化を図る。	病院事業部	市民病院管理課
136	239	▲	行政財産目的外使用料(自動販売機、理髪、売店、ATM、入院セット等)	各債権の時効期間を認識し、個々の債権の時効完成時期を把握しておくことが望ましい。	○	債権管理台帳を整備し、個別に債権状況を把握するとともに適正な債権管理を徹底する。	病院事業部	市民病院管理課
137	243	▲	医業収益に関する債権	適切な徴収目標を設定して、債権の管理・回収を行うことが望ましい。	△	市における税外債権の管理に関する取組状況等を踏まえ、病院事業における債権管理のあり方や徴収目標の設定について検討する。	病院事業部	木曽川市民病院業務課
138	244	■	医業収益に関する債権	時効期間が経過した債権については、不納欠損処理のみでなく、債権放棄すべきである。	○	徴収の見込みがないと認められる債権について、一宮市民病院事業の設置等に関する条例第10条の規定による債権放棄を行い、不納欠損処理することとした。	病院事業部	木曽川市民病院業務課
139	244	■	医業収益に関する債権	督促状の発送日を管理し、時効期間の計算を適切に行うべきである。	○	督促による時効の更新(地方自治法第236条第4項)を反映するようにした。	病院事業部	木曽川市民病院業務課
140	245	▲	医業収益に関する債権	債権管理に関する情報を一元管理することが望ましい。	×	情報を一元管理するためにはシステム改修が必要であるため、現状の運用とする。	病院事業部	木曽川市民病院業務課
141	245	▲	医業収益に関する債権	電子決裁システムを導入することが望ましい。	×	市民病院と連携してシステムを導入しなければならないため、導入は困難である。	病院事業部	木曽川市民病院業務課

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
142	247	■	病院事業未収金引継 収入	長期間にわたり納付がなく、消滅時効期間の経過が迫っているような場合には、消滅時効期間を経過する前に、訴訟等によって取り立てるのか、徴収緩和措置をとるのかの判断をし、取り立てるのであれば、分割納付誓約書ないし債務承認書を提出させて時効の更新を図るべきである。	○	2026年8月をもって完納した。	病院事業部	経営企画課
143	259	▲	下水道使用料	納付誓約書の「納付契約を取り交わし」の文言は削除することが望ましい。	△	納付誓約書の「納付契約を取り交わし」の文言を削除する方向で、現在対応中	上下水道部	営業課
144	260	■	下水道使用料	納付誓約書の取得の際の交渉・財産調査は、市が実施すべきである。	△	財産調査については既に市で実施している。 納付誓約書の取得については2026年度中に運用を整理する。	上下水道部	営業課
145	263	■	下水道使用料	滞納者の死亡を確認した際には相続人調査を実施すべきである。	○	2026年度から実施済	上下水道部	営業課
146	263	▲	下水道使用料	滞納者の法定相続人が相続放棄をしたという情報を得た際には、客観的な資料でその事実を確認することが望ましい。	○	2026年度から客観的な資料で相続放棄を確認する。	上下水道部	営業課
147	263	■	下水道使用料	督促をしてもなお支払いがないものについては、財産調査の上、滞納処分をすべきである。	○	高額な滞納者等を対象に2026年度から実施している。	上下水道部	営業課
148	273	▲	水道料金	給水契約の申込方法について、一宮市水道事業給水条例施行規程第15条では、前日までに管理者に書面で行わなければならないとし、緊急その他やむを得ないと管理者が認める場合は、口頭で行うことができると規定されている。しかしながら、実態は電話での申し込みが約8割であることから、規定を見直すことが望ましい。	△	2026年度中に対応を検討する。	上下水道部	営業課
149	274	■	水道料金	公金の徴収・収納等を外部委託した場合には、告示をすべきである。	○	2026年4月1日に告示済	上下水道部	営業課
150	275	▲	水道料金	高額滞納者で、回収の可能性がある債務者については法的手続きを行うべきである。	△	2026年度中に対応予定	上下水道部	営業課
151	276	▲	水道料金	債権放棄をするに当たっては、条例の要件(法令上の必要な措置を講じてもおお徴収の見込みがないもの)を満たすことを十分に精査し、徴収停止の要件を満たすものについては徴収停止の措置を取ることが望ましい。	△	2026年度中に対応予定	上下水道部	営業課
152	288	■	下水道受益者負担金	代表者が受益者負担金を納付しない場合には、代表者以外の共有者の受益者負担金債務を調定の上、代表者以外の共有者に対しても、決定通知書や納入通知書を送付し、請求しなければならない。	○	受益者負担金を納付しない場合には、代表者以外の共有者に決定通知書を送付する。	上下水道部	営業課
153	288	■	下水道受益者負担金	相続人調査を開始した2024年より前に相続が発生した事案についても、相続人調査を実施すべきである。	○	調査開始以前の案件に関しても、順次調査を行う。	上下水道部	営業課
154	289	■	下水道受益者負担金	相続人代表者が受益者負担金を納付しない場合には、相続人代表者以外の相続人の受益者負担金債務を調定の上、代表者以外の相続人に対しても、決定通知書や納入通知書を送付し、請求しなければならない。	○	相続人代表者が受益者負担金を納付しない場合には、相続人代表者以外の相続人にも決定通知書を送付する。	上下水道部	営業課
155	289	■	下水道受益者負担金	「下水道事業受益者負担金徴収猶予対象土地現況届」の提出をもって、受益者の変更を認めるのは、受益者の変更の場合に「下水道事業受益者変更申告書」の提出を求め一宮市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第1項の規定に違反する。	○	条例施行規則のとおり、下水道事業受益者変更申告書の提出をもって変更とする。	上下水道部	営業課
156	290	■	下水道受益者負担金	納入通知書及び下水道事業受益者負担金減免決定通知書に教示文を掲載しなければならない。	○	別紙に記載し、納入通知書等を送付する際に同封する。	上下水道部	営業課
157	291	■	下水道受益者負担金	教示文に行政事件訴訟法第14条第3項の教示も記載すべきである。	○	別紙に記載し、納入通知書等を送付する際に同封する。	上下水道部	営業課
158	291	▲	下水道受益者負担金	滞納処分の一つとして土地及び土地上の建物の差押えも検討することが望ましい。	○	今後、差し押さえる預金が無いなどの該当する案件が発生した場合は土地等の差押えを行う。	上下水道部	営業課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象債権	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
159	292	▲	下水道受益者負担金	一宮市下水道事業受益者負担に関する条例第9条第2項第4号に基づき、積極的に生活保護者への減免を認めることが望ましい。	○	条例に基づき、申請があった対象者を減免する。	上下水道部	営業課
160	292	■	下水道受益者負担金	滞納者が分割納付を希望した場合には、滞納者から分納誓約書を取得し、債務の承認をもって時効管理をすべきである。	○	滞納者が分割納付を希望した場合には、滞納者から分納誓約書を取得することとする。	上下水道部	営業課

※措置状況について、1件の指摘又は意見に複数の事項が含まれる場合は、検討中の事項があるものは「検討中」とし、措置を講じた事項があるものは「措置済」とする。